

別表 2

装置名	助成額・助成数	備 考
<p>車庫内事故防止装置 (盗難防止用機器を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1台あたりの装着費用が20,000円以下の場合、費用の2/3、上限10,000円とし、20,000円を超える場合は、費用の1/2、上限30,000円とする ・会費請求台数が30台までは15台まで30台を超える場合は1/2まで 上限30台 ・車庫内への立入制御装置については、機器購入費用の1/2、上限100,000円とする ・<u>県内認可車庫3ヶ所を上限とする</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーに付随する機器については除く。</u> ・車載器については、エンジンの始動を制御するイモビライザー、または、移動式クレーンのリモコンによる盗難防止装置、GPS等により車両の位置監視等が行えるもの、施錠等が解除された場合にブザー等により知らせる機能、特殊な施錠等に係る費用に限る。 (室内モニター等のみの機能は除く) ただし、標準装備の機器、設置費用、通信料金等は、対象外とする。
<p>飲酒運転防止装置 ※各種の機器を導入する場合は、申請数を合算する。</p>	<p>(事務所据置型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1器あたりの購入費用が100,000円を超えるものについては、50,000円とする。(1,000円未満切捨て) ・1器あたりの購入費用が100,000円を超えないものについては購入費用の1/2、上限30,000円とする(1,000円未満切捨て) ・<u>導入機器数は、県内認可営業所数を上限とする。</u> <hr/> <p>(車載器型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車載用測定機器は購入費用の1/2、上限30,000円とする ・会費請求台数又は30器を上限とする ・管理機器(ソフトを含む)については、1セットに限り費用の1/2、上限50,000円とする 	<p>検査結果の記録できる装置をいう。(事務所据置型・記録に残るものとする。<u>簡易型は対象外</u>)</p> <hr/> <p>遠隔地での検査結果を管理するための機器・装置をいう。 (記録に残るものとする。<u>簡易型は対象外</u>)</p>
<p>タイヤ空気圧モニター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・装着費用の1/2、上限50,000円とする。ただし、タイヤ数10本以上の場合は上限100,000円(1,000円未満切捨て) ・<u>1事業者4器までとする。ただし、トラクター1台・トレーラー1台分として扱う。</u> 	<p>運転席において、乗車している車両のタイヤの空気圧等を監視する装置をいう。</p>
<p>衝突被害軽減ブレーキ装置 ※車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに装置を搭載した車両を導入した場合、1車両あたり装置の取得価格の1/4、上限50,000円 1事業者あたりの上限は別紙5(P49)のとおりとする。 	<p>助成対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。</p>